

【京都市】ホームレス訪問相談事業（緊急一時宿泊事業及び生活再建一時宿泊事業）に係る相談支援等業務委託質問及び回答

質問内容	回答
コンソーシアム／共同企業体(JV)等による共同提案(連名提案)は可能か。	可能です。
共同提案が可能な場合、応募資格のうち (1)「生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の受託実績」 (2)「主任相談員(社会福祉士の直接雇用)配置」について、代表団体が満たせば足りるのか、構成団体にも要件があるのか	(1)代表団体が満たせば足ります。 (2)本事業を受託するにあたり、共同提案主体として直接雇用による主任相談員が配置できていれば資格を満たします。
共同提案における役割分担の記載方法、ならびに構成団体への業務分担／再委託の扱い(可否・範囲・必要書類等)について基準があるか。	構成団体との業務分担については、特段の基準はございませんが、その分担の内容については明確化していただく必要があります。 再委託も可能です。再委託が必要となる理由や再委託の内容についてご説明いただくとともに、受託されることとなった場合は、再委託する内容を明記した再委託申請書の提出の上、本市の承認を受けていただく必要があります。